

# 利用者負担金のご案内

(運営規程第10条の利用者負担金)

## 1. サービスを利用するにあたり、介護保険の報酬に基づく一部負担金額

### ○基本料金

要介護度	月 額	日 額(短期利用の場合)
要支援1	3,450単位	424単位
要支援2	6,972単位	531単位
要介護1	10,458単位	572単位
要介護2	15,370単位	640単位
要介護3	22,359単位	709単位
要介護4	24,677単位	777単位
要介護5	27,209単位	843単位

+

### ○加算料金等

加算名称	料金	備 考
初期加算	1日30単位	登録日から30日間連続で算定
認知症加算	I 月920単位	要件を満たした場合に、I～IVのいずれかを算定
	II 月890単位	
	III 月760単位	
	IV 月460単位	
若年性認知症利用者受入加算	要支援 月450単位	要件を満たした場合にいずれかを算定
	要介護 月800単位	
総合マネジメント加算	I 月1,200単位	いずれかを算定
	II 月800単位	
訪問体制強化加算	月1,000単位	要介護1～5の場合に算定
中山間地域等における小規模事業所加算	基本料金の10%を加算	中山間地域による加算
生活機能向上連携加算	I 月100単位	要件を満たした場合にいずれかを算定
	II 月200単位	
口腔・栄養スクリーニング加算	1回20単位	要件を満たした場合に算定
介護職員等処遇改善加算	I 一部負担額×14.9%	いずれかを算定
	II 一部負担額×14.6%	
サービス提供体制強化加算	I 月750単位(1日25単位)	いずれかを算定
	II 月640単位(1日21単位)	
	III 月350単位(1日12単位)	

- 塗りつぶしの部分は、全ての登録者に加算されます。
- 1割負担の場合は1単位＝1円となります。2割負担は1単位＝2円、3割負担は1単位3円となります。

裏面あり 「保険外実費利用料」のご案内

小規模多機能型居宅介護事業所「ひよしの家」

2. サービスを利用するにあたり、「保険外実費利用料」としてご負担いただく金額

朝食	1食400円	おかずのみ300円
昼食	1食550円	おかずのみ450円
夕食	1食500円	おかずのみ400円

宿泊費	1泊 1,500円	
日常生活品費	1回 100円 (入浴した場合に徴収)	
口座引落とし手数料	1件 80円	
教養娯楽費	個々の趣味や活動にかかる材料代等は実費を徴収	

洗濯代	シャツ・パンツ・靴下・タオル	各40円
	上着、ズボン、バスタオル	各80円
	シーツ	各120円

オムツ代(1枚あたり)

テープ止め	Lサイズ110円		M・Sサイズ90円
紙パンツ	吸収(大)140円	L110円	M・S100円
尿取りパッド	吸収(大)90円	吸収(中)50円	吸収(小)25円
フラットオムツ	40円		

交通費及び送迎費

事業所から概ね片道5~10Km	50円(片道あたり)
事業所から概ね片道10km以上	100円(片道あたり)

裏面あり 「介護保険一部負担額」のご案内

令和6年6月1日改定

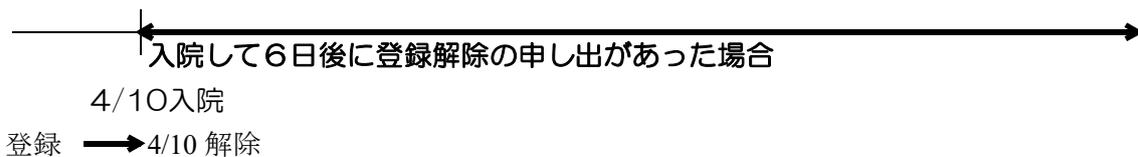
小規模多機能型居宅介護事業所「ひよしの家」

### 3. 利用者が入院した場合の契約及び一部負担金の取り扱いについて

(1) 入院し7日以内に登録解除の申し出があった場合は、当該入院日を登録解除とし入院日に遡って日割算定を行う。

●具体例

要介護1の利用者が4/10に入院し4/15に登録解除の申し出があった場合



一部負担金の算定額

$$= 376 \text{円 (日割1日分)} \times 10 \text{日 (登録日数10日)} = 3,760 \text{円}$$

(2) 入院日から起算して7日未満の入院が見込まれ、利用者が登録継続を希望する場合は、登録を継続し月額算定を行う。

●具体例

要介護1の利用者が4/10に入院し4/15に退院した場合

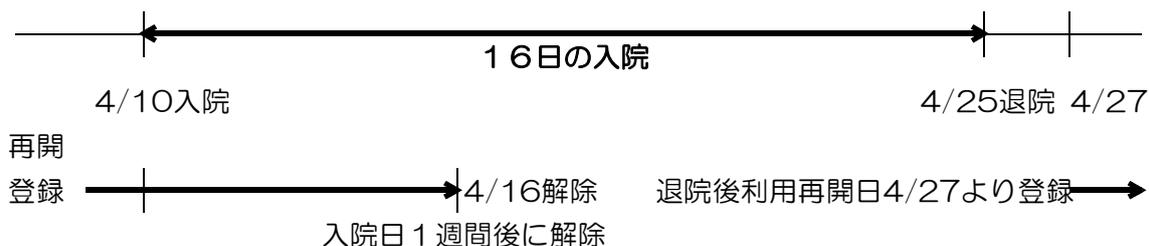


一部負担金の算定額 = 11,430円(要介護1の月額報酬)

(3) 入院日から起算して7日以上30日未満の入院が見込まれる場合は、当該入院日から起算して7日後に登録解除を行い日割算定を行う。但し、登録継続を希望する場合は退院後すぐに再登録できるように登録枠を空けておく。

●具体例

要介護1の利用者が4/10に入院し4/25に退院、4/27よりサービス利用を再開した場合

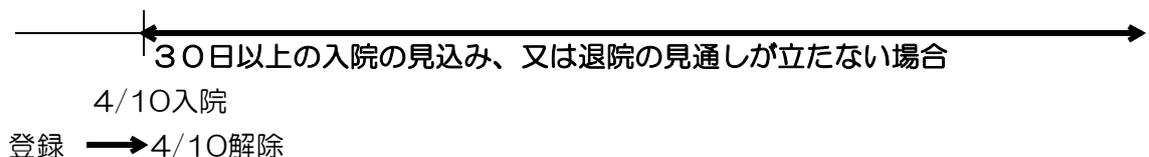


一部負担金の算定額  
= 376円 (日割1日分) × 20日 (登録日数16日+4日) = 7,520円

(4) 入院日から起算して30日以上入院が見込まれ、又は、退院の見通しが立たない場合は原則登録解除とする。当該入院日を登録解除とし、入院日に遡って日割算定を行う。但し登録枠は空けず、待機者や希望者の受入れを行う。

●具体例

要介護1の利用者が4/10に入院し、30日以上入院の見込み、又は退院の見通しが立たない場合



一部負担金の算定額  
= 376円 (日割1日分) × 10日 (登録日数10日) = 3,760円

入院期間の見込みと実際の入院期間が異なった場合は、実際の入院期間に準じて取り扱います (精算します)

# 利用者負担金のご案内

(運営規程第8条の利用者負担金)

1. サービスを利用するにあたって、児童福祉法の法定利用料に基づく1割の額

## ●基本料金

区分	日額
授業終了後	430円
休業日	507円

## ●加算料金等

送迎加算	54円/回	片道につき
欠席時対応加算	94円/回	急病等の理由により急ぎょ利用を中止した場合
家族支援加算	300円/回	居宅に訪問し個別の相談援助等を行った場合
	100円/回	施設等で対面し個別の相談援助等を行った場合
	80円/回	オンラインで個別の相談援助等を行った場合
関係機関連携加算	(I) 250円/回	保育園や学校等と連携し個別援助計画を作成した場合
	(II) 200円/回	上記以外で学校等と情報連携した場合
	(III) 150円/回	児童相談所や医療機関等と情報連携した場合
	(IV) 200円/回	就学先、就業先と連絡調整した場合
子育てサポート加算	80円/回	子どもへの関わり等に関して相談援助等を行った場合

2. サービスを利用するにあたって「利用料」としてご負担いただく額

### □ 食事

朝食	400円/食
昼食	550円/食
夕食	450円/食
おやつ	50円/回

□ 創作活動材料費 個々の活動を行った場合のみ材料代等の自費を徴収

□ 利用料金口座引き落とし手数料 80円/1件

### 【負担上限月額】

世帯収入によってお支払いいただく上限額が設定されます。下記は、負担上限月額の表です。

対象となる人	上限月額
生活保護受給世帯	0円
住民税非課税世帯	
住民税課税世帯で市民税所得割が28万未満の世帯	4,600円
住民税課税世帯で市民税所得割が28万以上の世帯	37,200円

共生型サービス事業所ひよしの家

令和6年4月1日改定